平成２２年（フ）第６４号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原5404番地
債務者　中島　英子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名10705番地
債務者　久留主兼海
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第７８６号
仙台市宮城野区宮千代２丁目18番地の２
キャッスル宮千代308
債務者　加藤　由美
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８２７号
仙台市泉区市名坂字野蔵50番地の128　トゥィンクル市名坂102
債務者　渋谷　珠紀
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８４１号
仙台市太白区秋保町湯向８番地の17
債務者　高橋　美希（旧姓大村）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８４４号
仙台市泉区黒松１丁目22番１号
債務者　庭山　知之
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８７０号
仙台市宮城野区新田１丁目８番35号　アネックス102
債務者　山崎　寿哉
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２９９号
茨城県水戸市元吉田町1056番地の７
債務者　柴沼　恭志
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３０１号
茨城県小美玉市小川1373番地２
債務者　成田　清志
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３５２号
茨城県水戸市千波町1453番地の５　ラ・ツール・ルミエールα102号
債務者　中崎　勝也
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３５７号
茨城県鉾田市箕輪2975番地３
債務者　川崎　道也
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３６６号
茨城県常陸太田市天神林町2485番地
債務者　日座　光吉
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３７４号
茨城県常陸大宮市辰ノ口2329番地
債務者　古徳　政明
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３７５号
茨城県水戸市金町２丁目３番34号　オージュコートＡ棟101号
債務者　油井　麻紀（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第９６号
茨城県日立市大沼町４丁目24番６―401号
債務者　細井　裕二
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第７０５号
京都市南区西九条池ノ内町６番地の２
債務者　中村　篤幸
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８１１号
京都市中京区岩上通御池下る上巴町445番地
債務者　行澤　　泰
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９２３号
京都市南区吉祥院石原南町45番地　アメニティ45Ｂ棟202号
債務者　岩﨑　進一
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係